

福島県高校生等「奨学給付金」申請のご案内

福島県教育委員会では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の方に申請に基づき奨学給付金を給付します。

制度の概要

◆ 対象となる世帯

令和7年7月1日(基準日)現在、次の①～③のすべてに該当する世帯

① 保護者等が福島県内に住所を有すること

※ 「保護者等」とは、「親権者・未成年後見人のない場合の主たる生計維持者を含む」という意味です。

※ 保護者等の住所が福島県外にある場合、その都道府県へ申請することになります。

② 下の表の給付区分1～4のいずれかに該当すること

※ 両親がいる場合、父母それぞれ所得割非課税であることが必要です。

③ 生徒が平成26年度以降に就学支援金対象校に入学し、就学支援金の受給資格を有する者(又は、学び直し支援金の対象者)であり、基準日に在学していること

※ 対象校: 高等学校、高専(1～3学年)、専修学校高等課程、高等学校等専攻科等

◆ 生徒一人当たりの給付額(年額)

給付区分	課程等	国公立	私立	必要書類
1. 生活保護(生業扶助)を受給している世帯	全日制 定時制 通信制	32,300円	52,600円	裏面A
2. 道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯(1を除く)	全日制 定時制	143,700円	152,000円	裏面B
	通信制 専攻科	50,500円	52,100円	裏面B
3. 生徒が専攻科で、生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が105,500円未満の世帯(2を除く)	専攻科	10,100円	10,420円	裏面C
4. 生徒が専攻科で、生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が264,500円未満であり、生計維持者の扶養する子(★)が3人以上いる世帯(2及び3を除く)	専攻科	10,100円	10,420円	裏面C

★「扶養する子」とは、市町村民税における生計維持者の扶養親族であるもののうち、生計維持者と続柄が子のもの又は、扶養している生計維持者よりも年長ではなく、かつ生計維持者との関係が尊属及び配偶者でないものです。市町村民税における扶養の判定より後に生まれた子等も含めます。なお、生徒が生計維持者の扶養親族である必要があります。

◆ 申請者 福島県内に住所を有する保護者等

◆ 給付方法 給付決定後、保護者等の口座に一括で振込
※ 振込前に給付決定通知書を郵送します。

◆ その他 災害等により制服が喪失・毀損し、再度制服の購入が必要である場合に受けられる給付があります。
詳細を知りたい方や申請を希望する方はお問い合わせください。

※前倒し給付を申請された方へ

「◆対象となる世帯」に該当する場合、残りの給付額を給付しますので、忘れずに今回も申請してください。

申請手続等

◆ 申請方法・提出先

申請書に必要な書類(※裏面参照)を添えて、在学する学校に提出してください。
(申請書は高校教育課ホームページからダウンロードすることもできます。)

◆ 提出期限

令和7年 月 日() ※学校の指定する日

注意事項

- ・ 給付を受けるには毎年、申請手続が必要です。
- ・ 対象生徒が2人以上いる場合、それぞれの生徒ごとに申請が必要です。
- ・ 高等学校等就学支援金とは別の手続となりますので、忘れずに奨学給付金の申請もしてください。



【お問合せ先】

〇×高等学校

(電話:〇〇〇-×××-□□□□)

又は福島県教育庁高校教育課 奨学給付金担当

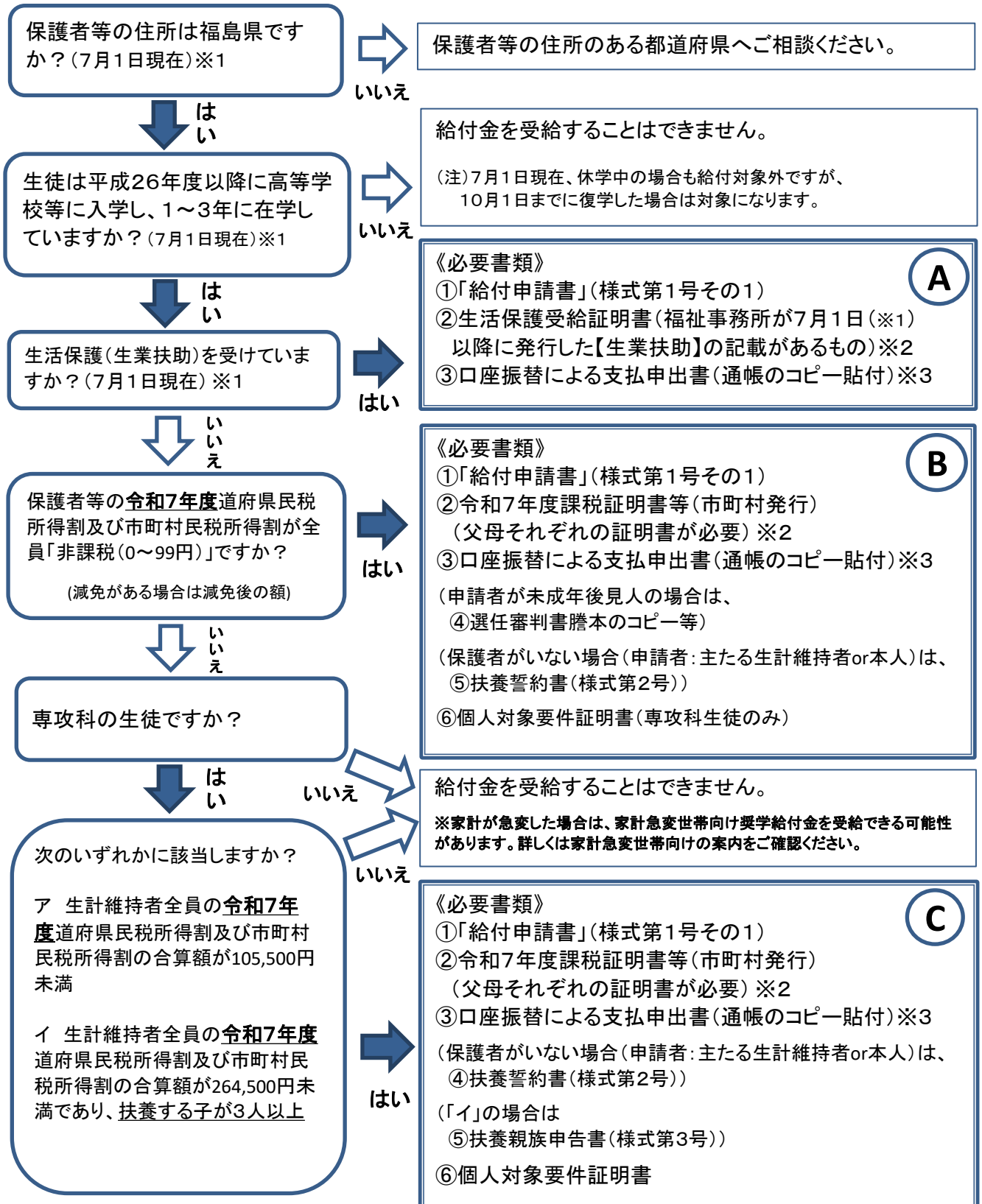
〒960-8688 福島市杉妻町2-16 電話024-521-7775

メールアドレス k.koukoukyouiku@pref.fukushima.lg.jp

福島県奨学給付金

検索

<「奨学給付金」必要書類等 確認チャート> ※1～3は下段の説明をお読みください。



※1 秋入学の生徒は基準日が「入学日」になります。

※2 生活保護受給証明書（「生業扶助」の記載がある7月1日以降発行のもの）又は課税証明書等は、タブレット端末等購入支援の申請に使用したもののコピーで構いません。

ただし、控除対象配偶者になっている保護者についても、課税証明書等の提出が必要です。

※3 奨学給付金を受領する口座は、「申請者」名義の口座にしてください。

通帳コピーは、金融機関名・店舗名・預金種別・口座番号・口座名義人（カナ）がわかる部分を付けてください。
過去に給付を受けている場合は、そのときと同じ口座としてください。（この場合、通帳コピーは不要）

□ 提出書類には重要な個人情報が含まれますので、書類の紛失や情報流出のないよう、氏名を明記した封筒等に入れ、のり付けした上で提出するようご協力ください。

□ 授業料以外の教育費（教材費、学用品費、修学旅行費等）を支援する制度です。目的をふまえて使用してください。
学校への委任状を提出することで、申請者の方が負担する各種教育関係経費と相殺することも可能です。